

**令和2年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業
成果報告書（Ⅱ）**

A生徒は、通常の学級に在籍している中学校3年生の生徒である。発達性ディスレクシア、ADHD、自閉症スペクトラムの診断がある。読み書きにとっても時間がかかり、読みやすい字を書くことが難しく、テストで誤答となることもある。そのため、学習意欲や自己肯定感の低下が見られた。

A生徒は家庭でワープロ機能のみのICT機器を活用しており、有効性が窺えたため、保護者が中学校へICT機器活用を含めた合理的配慮の申請をした。そして、A生徒、保護者、学校、関係機関等による支援会議で、合理的配慮の調整・検討を行い、合意形成を図った。その内容は、定期試験における時間延長、ICT機器の使用であり、ICT機器は通常の授業においても活用していくこととなった。これらは、定期的なケース会により、評価と調整を繰り返した。

合理的配慮の提供により、A生徒は学習に意欲的に取り組めるようになり、成績も上がってきた。A生徒は、思考過程や課題提出でもICT機器を活用するようになり、高等学校入学後も、試験や授業だけでなく、生活全般でICT機器を活用したいと考え、高等学校入学試験での配慮申請に向けて、評価・調整を繰り返した。

ファイル名：R02 0019JC3-AuLDAD

1. 取組のキーワードについて

- (1) 対象児童生徒等の障害種（下のいずれかに●を付すこと。重複障害の場合は、併せ有する障害に全てに●を付すこと。）
 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、
 ●自閉症、情緒障害、●学習障害、●注意欠陥多動性障害
- (2) 対象児童生徒等の障害の程度（学校教育法施行令第22条の3への該当の有無）
 （下のいずれかに●を付け、該当・非該当の障害名を（ ）に記入すること。）
 該当（ ）、非該当（ ）
- (3) 対象児童生徒等の在籍状況等（下のいずれかに●を付すこと。）
 小学校（通常の学級）、小学校（通常の学級・通級による指導）、
 小学校（特別支援学級）、●中学校（通常の学級）、中学校（通常の学級・通級
 による指導）、中学校（特別支援学級）、高等学校、中等教育学校、
 特別支援学校（小学部）、特別支援学校（中学部）、
 特別支援学校（高等部）
- (4) 対象児童生徒等の学年（下のいずれかに●を付すこと。）
 年少、年中、年長、1年生、2年生、●3年生、4年生、5年生、6年生
- (5) キーワード（10個以内）
 自閉症、ADHD、学習障害、読み書き、合意形成、ICT機器、定期試験、
 入学試験

2. 対象児童生徒等について

(1) 対象児童生徒等の実態

A生徒は、通常の学級に在籍している中学校3年生の生徒である。発達性ディスレクシア、ADHD、自閉症スペクトラムの診断がある。読み書きにとっても時間がかかり、読み取りに時間がかかる。また、読みやすい字を書いたり、漢字・英単語を書いたりすることが難しく、テストで誤答となったり宿題に長時間かかったりする。そのため、学習意欲や自己肯定感の低下が見られた。授業中はノートをほとんどとらないが、内容を概ね覚えている。なお、小学生の時は、筋力の弱さや不器用さから字形が整わず、視写も困難だったので、書く量の調整や適した大きさのマス目の使用等の配慮を受けていた。注意を受けると、興奮して不適切な行動をとることもあった。

(2) 対象児童生徒等の学習状況

A生徒は、通常の学級に在籍している。小学校の時からADHDに関して、関係機関の教育相談を受けていた。

(3) 対象児童生徒等についての合意形成に至るまでの経緯

A生徒の読み書きについて、保護者が医療機関に相談していた。その相談を受けて、保護者がA生徒への支援として、ICT機器を家庭で活用し、有効性が窺えた。そのため、保護者が中学校へICT機器活用を含めた合理的配慮を申請した。B中学校はその申請を受け、合理的配慮の内容の検討を始めた。

合理的配慮の内容を検討するにあたり、関係機関による実態把握を行った。具体的には、発達検査、読み書きアセスメント、学校での授業参観、保護者や学校の関係教職員からの聞き取りを行った。

実態把握の結果をもとに、A生徒、保護者、学校（管理職、担任、特別支援教育コーディネーター）、関係機関によるケース会において、合理的配慮の内容を検討・調整し、合意形成となった。

3. 対象児童生徒等の学校における基礎的環境整備の状況

(1) 【基礎1】ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

A生徒に関するものはない。

(2) 【基礎2】専門性のある指導体制の確保

特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援委員会が開かれ、関係教職員が支援体制を確認し、共通理解しながら、連携して指導・支援を行った。また、学校や地域の課題に応じた校内研修を開き、校内教職員の特別支援教育に関する理解啓発を図った。

(3) 【基礎3】個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

A生徒、保護者も参加するケース会において、実態把握、A生徒、保護者の思いを含めた目標設定、合理的配慮の検討・調整等を行い、個別の教育支援計画等に明記した。そして、定期的に評価、見直しを図り、PDCAサイクルで次の取組につなげた。

個別の教育支援計画等の作成や活用、引継ぎについては、県教育委員会による研修等でも、説明や周知を図った。

(4)【基礎4】教材の確保

A生徒に関するものではなく、本実践に活用しているICT機器は、A生徒が家庭で使用していたものである。

(5)【基礎5】施設・設備の整備

A生徒に関するものはない。

(6)【基礎6】専門性のある教員、支援員等の人的配置

校内支援体制や合理的配慮について指導・助言を行う支援体制専門員を県が配置し、必要に応じて学校を支援した。

(7)【基礎7】個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

A生徒に関するものはない。

(8)【基礎8】交流及び共同学習の推進

A生徒に関するものはない。

4. 対象児童生徒等への合理的配慮の実践

(1)【合理①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

定期試験において、時間延長（別室受験）、ICT機器の活用を行い、ICT機器に対応した解答用紙（記入用データ）を作成した。授業においては、授業の記録や思考整理のためにICT機器を活用し、ノートに書き写す量の調整をした。宿題等の課題は、印刷物や電子データで提出することとした。

(2)【合理①-1-2】学習内容の変更・調整

A生徒に関するものはない。

(3)【合理①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮

授業や定期試験において、ICT機器を活用した。ICT機器活用の導入にあたり、通常の学級における授業でのICT機器の有効性や活用方法について確認・検討するため、放課後に模擬授業を実施した。その結果、A生徒はICT機器を使用すると、より授業内容が理解できたことが確認されたため、授業においてICT機器を活用することとなった。

(4)【合理①-2-2】学習機会や体験の確保

A生徒に関するものはない。

(5)【合理①-2-3】心理面・健康面の配慮

ケース会にA生徒、保護者も参加し、A生徒の思いや希望等を重視した。

(6)【合理②-1】専門性のある指導体制の整備

特別支援学校教諭免許状を保有し、県関係機関による専門研修を受けた特別支援教育コーディネーターが、専門性を活かして校内での共通理解や連携の強化、校内支援体制の整備等を図りながら、A生徒の指導・支援を行った。また、県の関係機関が申請に応

じて教育相談や校内研修を行った。

(7)【合理②－2】児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

「自分だけに限らず、読み書きで困っている人は、誰でもＩＣＴ機器を使えると説明してほしい。」というＡ生徒の希望により、保護者や主治医の意見も参考にしながら、他の生徒への理解授業を行った。

県の配置による支援体制専門員が、校内支援体制の整備や合理的配慮の理解等について学校に指導・助言を行った。

特別支援教育コーディネーターや県の関係機関が、学校や地域の課題に応じた校内研修を開き、校内教職員の理解・啓発を図った。

(8)【合理②－3】災害時等の支援体制の整備

Ａ生徒に関するものはない。

(9)【合理③－1】校内環境のバリアフリー化

Ａ生徒に関するものはない。

(10)【合理③－2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

定期試験において、別室受験のための教室を用意した。

(11)【合理③－3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

Ａ生徒に関するものはない。

5. 取組の成果と課題

(1) 取組の成果

Ａ生徒や保護者もケース会に入ることによって、思いや希望に寄り添うとともに、迅速かつ的確に合理的配慮の検討・調整・見直し等を行うことができた。また、Ａ生徒の自己理解や意思表示の力も高まった。

P D C Aサイクルを繰り返すことにより、Ａ生徒に必要な合理的配慮について、生活全般や将来を見据えて検討することができた。特に、高等学校の入学試験については、合理的配慮は試験のためだけではなく、本人の社会自立に向けて継続して必要なものと再認識することができた。

支援体制専門員や県関係機関による指導・助言により、校内支援体制や校内研修の充実を図ることができた。

合理的配慮としてのＩＣＴ機器の活用について、県教育委員会と市町教育委員会が情報を共有するとともに、本実践について県関係機関の実践発表会で周知を図ることができた。

(2) 課題

「障害者の権利に関する条約」には、『『合理的配慮』とは、(中略) 必要かつ適当な変更及び調整であって、(中略) かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。』とあるが、高等学校の入学試験においては、公平性の観点からその判断が困難な状況である。よって、実践を重ねることにより、本人にとって、その合理的配慮の内容や方法が本

当に必要で有益なものであるのか、それが将来にどうつながっていくのかを長期的な視点で捉え、検討していかなければならない。

合理的配慮の検討・調整、提供、引継ぎについては、事例が増えてきているものの、未だ十分とは言い難い。今後は、これまでの実践や刊行物等も活用して、研修や研究発表会等で情報発信を行い、教職員・本人・保護者・関係機関等の共通理解を図らねばならない。

合理的配慮の検討・調整には、医療機関の意見も参考となることがある。また、合理的配慮を必要とする児童生徒は、福祉サービスを利用していることもある。よって、今後ますます教育・医療・福祉の連携が必要であり、共通認識の下に、互いの役割を確認しながら指導・支援を行うことが必要である。